



福岡医発第93号(地)

令和6年4月10日

各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 蓮澤浩明
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その65)」の送付について

今般、厚生労働省保険局医療課より疑義解釈が発出されましたので、別添のとおりお送りいたします。

つきましては、本件について、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本資料につきましては、本会ホームページ会員専用「令和4年度診療報酬改定について」(https://www.fukuoka.med.or.jp/members/iryo_hoken/shinryo/h30_copy_copy_2.html)に掲載いたしますので、ダウンロードの上、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第2312号(保険)
令和6年3月31日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公印省略)

厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その65)」の送付について

令和4年度診療報酬改定に関する情報等につきましては、令和4年3月4日付け(保305)「令和4年度診療報酬改定に係る省令、告示、通知のご案内について」等により、逐次ご連絡申し上げているところであります。

今般、厚生労働省より、令和4年度診療報酬改定に関するQ&A「疑義解釈資料の送付について(その65)」が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

疑義解釈資料の送付について(その65)

(令6.3.29 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 29 日

地 方 厚 生（ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その 65）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和 4 年厚生労働省告示第 54 号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 1 号）等により、令和 4 年 4 月 1 日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

(別添)

医科診療報酬点数表関係

【紅麹を含むいわゆる健康食品を喫食した者に係る診療について】

問1 「紅麹を含むいわゆる健康食品の取扱いについて（令和6年3月26日付け健生食監発0326第6号）」に基づき、紅麹を含むいわゆる健康食品について食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条に基づく廃棄命令等の措置が講じられたこと、及び「小林製薬株式会社が製造した紅麹を含む食品等にかかる健康相談について」（令和6年3月29日付け厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課事務連絡）により、当該製品の喫食歴から何らかの不安等がある場合には、医療機関等の受診が案内されていることを踏まえ、当該製品を喫食した者であって、無症状の患者に対する診療（検査等を含む。以下同じ。）を、喫食歴等から医師が必要と判断し、実施した場合は算定できるか。

（答）無症状の患者に対する診療であっても、喫食歴等から医師が必要と判断し、実施した場合は算定できる。

(参考1)

厚生食監発 0326 第 6 号
令和 6 年 3 月 26 日

大阪市健康局長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

紅麹を含むいわゆる健康食品の取扱いについて

今般、令和6年3月22日に紅麹を含むいわゆる健康食品を取り扱う事業者（小林製薬株式会社）より、「紅麹関連製品の使用中止のお願いと自主回収のお知らせ」(<https://www.kobayashi.co.jp/info/20240322/>) に関する報道発表が行われ、厚生労働省ホームページにおいても、情報提供及び注意喚起等を行っているところです。

本日、小林製薬株式会社から状況等について聴取したところ、

- ・ 紅麹を含む特定のいわゆる「健康食品」を摂取した者で健康被害が多数報告されていることに加え、2名の死亡事例が報告されたこと
- ・ 健康被害との関連性が明らかとはなっていないこと

から、当該事業者が取り扱う下記の食品については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号に該当するものとして取り扱い、同法第59条に基づく廃棄命令等の措置を講じていただくようお願いします。

記

対象食品：

1. 紅麹コレステヘルプ（45粒15日分、90粒30日分、60粒20日分）
2. ナイシヘルプ＋コレステロール
3. ナットウキナーゼさらさら粒 GOLD

(参考2)

事 務 連 絡
令和6年3月29日

各

(	都 道 府 県	)
	保 健 所 設 置 市	
	特 別 区	

衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康・生活衛生局食品監視安全課

小林製薬株式会社が製造した紅麹を含む食品等にかかる健康相談について

小林製薬株式会社が製造した紅麹を含む特定のいわゆる健康食品を摂取した者で健康被害が多数報告されていること等から、大阪市に対して、「紅麹を含むいわゆる健康食品の取扱いについて（令和6年3月26日付け健生食監発0326第6号）」を通知し、当該事業者が取り扱う3製品については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条第2号に該当するものとして取り扱い、同法第59条に基づく廃棄命令等の措置を講ずるようお願いしたところです。

廃棄命令等の措置の対象となった製品については、健康被害との関連性が明らかとはなっておらず、今後身体に影響が出るおそれが否定できない等の不安が広がっていることから、相談者の身体に異常がある場合のみならず、相談者の身体に明らかな異常がない場合であって、当該製品の喫食歴から何らかの不安等があるときにも、医療機関等の受診を案内する等の丁寧な対応を講じていただくようお願いします。